

平成 29 年度 第 2 回静岡市自殺対策連絡協議会 会議録

- 1 開催日時 : 平成 30 年 3 月 26 日 (月) 19 時～20 時 30 分
- 2 場 所 : 城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟 3 階 第 1・2 研修室
- 3 出席者 : (出席委員 11 名)
池上委員、池谷委員、大戸委員、荻田委員、
北嶋委員、澤本委員、杉山 (昌) 委員、篁委員、
中村委員、加治委員、松本委員
(欠席委員 3 名)
杉山 (明) 委員、松下委員、三神委員 ※1 名欠員
(事務局 7 名)
保健福祉長寿局 : 平松局長
保健衛生医療部 : 羽根田部長
精神保健福祉課 : 安藤課長、板倉主査、渋谷主査、
花村主任主事、奥田非常勤嘱託職員
- 4 傍聴者 0 名
- 5 議 事 (1) 第 3 期静岡市自殺対策行動計画の策定について
①静岡市の自殺の状況について
②自殺対策に関する市民意識調査について
③静岡市における自殺の傾向と課題等について
- 6 その他
- 7 会議内容
(1) 平松保健福祉長寿局長挨拶

(2) 議事
①静岡市の自殺の状況について
(事務局より説明)
静岡市の自殺の状況についてだが、平成 29 年の確定値が公表されたため、確定値を基に改めて説明する。静岡市の自殺の状況は、平成 23 年の 177 人をピークに減少を続けていたものの、平成 28 年は一転して 147 人に増加し、減少に転じた平成 24 年の 148 人と同水準となった。しかしながら、平成 29 年は再び減少して 120 人となり、統計を取り始

めた平成9年以降で最も少ない数となった。前年の確定値は147人であったため、前年比で27人減少したことになる。自殺死亡率は、平成28年は20.6と県及び全国の値を大きく上回り、政令指定都市中ワースト1となったが、平成29年は16.9と減少しワースト1からは脱け出すことができた。

年齢別では、平成29年の確定値においても40～60歳代の自殺者数の合算は、全体の自殺者数の約半数となり、静岡市は働く世代の自殺者が多いという傾向に変わりはない。

原因・動機別では、例年、健康問題の占める割合が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題が多く、平成29年においてもこの傾向は同じだった。

職業別では、被雇用・勤め人、その他無職者が占める割合が多く、その数は、それぞれ年間自殺者数の約3分の1にあたる。無職者には生活困窮者も含まれているため、生活困窮者対策との連携が非常に重要であると考えられる。

次に、平成21～29年の確定値を基にした合算値の時間帯別自殺者数であるが、10～12時が最も多く、次いで0～2時となった。男性は0～2時、女性は16～18時が最も多い。

曜日別では月曜日が最も多く、企図手段別では首つりによる自殺が最も多かった。

平成29年1月の静岡市の人口、及び平成29年の自殺者数におけるそれぞれの年齢層の構成割合では、特に30、50、60歳代、70歳の年代で、人口に占める年齢構成比に対して自殺者数に占める年齢構成比が高くなっている。

年齢別では、60歳代が27人で22.5%、次いで50歳代が23人で19.2%と目立っている。また、平成28年は40歳代の自殺者数が28人で19.0%と最も多かったが、平成29年は、14人で11.7%と少なくなった。

職業別では、被雇用・勤め人が43人で35.9%と最も多く、次いでその他無職者が38人で31.7%となっている。

原因・動機別では、健康問題が37人で56.1%と、例年どおり健康問題の占める割合が最も多いものの、前年よりは減少している。次いで経済・生活問題が17人で25.8%、家庭問題が13人で21.2%となっている。

次に、平成28年の静岡市の人口動態統計における年齢階級別死因順位であるが、前回お話ししたとおり、30～39歳、40～49歳で自殺が死因の第2位となっている。また、50～59歳代でも自殺が死因の第4位となっている。10～19歳、20～29歳の若年層においては、自殺が死因の1位となっているが、そもそも若年層は、病気で亡くなることが少ないため、自殺が死因の1位になりやすく、傾向としては県や全国とあまり変わらない。

最後に、政令指定都市の自殺死亡率についてだが、平成28年においては、静岡市は20.6と政令指定都市中ワースト1となってしまうが、平成29年は16.9と前年と比べて約2割減少した。

(質疑応答)

荻田委員： 2点伺う。平成29年は前年と比較して60歳代だけが増え、40歳代が半分になったことについて、心当たりや検討されたことがあったら教えていただきたい。

もう1点は、前回の会議では、第3期計画の策定にあたり、平成28年を数値目標を設定する上での基準年としたいとのことだったが、平成29年の確定値が公表されたことによってその考え方を变える予定はあるのか。

事務局（板倉主査）：

40歳代の自殺者数が減少し60歳代が増加した理由についてだが、40歳代は国の働き方改革の一環で長時間勤務問題の改善策や、50人以上の事業所におけるメンタルヘルスチェックが義務化されたことなど、国の施策が少しずつ浸透して実を結び始めたからではないかと推測している。ただ、それを裏付ける数字は今手元にはない。

国の自殺総合対策推進センターに、同様の傾向が他市や全国的に見受けられるのであれば意見を求めたい。

2点目の数値目標についてだが、現在検討中であるため次回の協議会に改めて案をお示ししたい。

篁 会長： 年代別と原因・動機別は合わせて見ることはできるか。

事務局（奥田非常勤嘱託職員）：

合わせて見るには、クロス集計を行う必要がある。クロス集計は国に依頼して行うもので合わせて見ることはできるものの、集計の結果1や2といった数字が出た場合は、個人が特定される恐れがあるため、協議会などの公の場では公表しないよう国から依頼されている。

池上委員： 年齢ごとになっているが、静岡市の年齢別の人口動態をつけてもらえると有難い。

例えば、人口動態における子どもの人数が少ないから、子どもの自殺者が少ないというような話にならないと思う。

事務局（板倉主査）：

事務局で引き続き情報収集をし、活用できる資料や情報があれば、次回資料に反映させたい。単年度だけであれば資料1の6ページのとおりである。

②自殺対策に関する市民意識調査について

(事務局より説明)

昨年の9月に実施した自殺対策に関する市民意識調査の結果について説明する。まず、この調査の目的は、本市における自殺対策を効果的に実施するため、また「静岡市自殺対策行動計画」推進のための基礎資料とするためである。特に今回は、第3期行動計画策定の方向性を検討するため、市民の心の健康や自殺対策に関する意識、実態等を把握するという点に力点を置いている。

調査結果から推測される事柄についてであるが、「ゲートキーパーについて聞いたことがある」という設問に対して、9.9%が「ある」という回答だった。前回調査していないため比較はできないが、「ゲートキーパー」という言葉は、国の大綱においても「国民の3人に1人がゲートキーパーについて聞いたことがある」状態にしていきたいと記載されているため、今回静岡市でも質問を設けた。

次に、悩みやストレスについて、①「この一ヶ月間に日常生活でストレスがあった人(大いにある+多少ある)」と答えた人は71.4%であり、前回の調査から2年間でやや増加した。これは第1期、2期計画の数値目標にもなっている項目である。

②「ストレスの原因」について、家庭問題が49.8%、勤務問題が46.8%、その後に健康問題、経済生活問題が続いている。前回と比較すると、勤務問題が5%増加している。

性別では、男性では、60歳代は家庭問題が、70歳以上は健康問題が多かった。女性では、20歳代は勤務問題が、30歳以上は家庭問題が多かった。また、70歳以上になると、女性も健康問題が高くなっていた。

③「普段から何気ない日常会話や悩みを相談できる相手の有無」という設問に対しては、「いない」と答えた人が16.1%となり、前回の21.5%からやや回復した。しかし、男性の40歳以上になると、「いない」の割合がどの世代でも高く2割を超えているため、周囲とのつながりが必要だと感じる。

補問で、「いる」と答えた人の相談相手は誰かという設問に対しては、親族が圧倒的に多かった。親族に加え、男性の20歳代は友人が8割弱、女性の30~60歳代においても友人が約7割という結果が出ており、身近な相談者の存在が重要だと考えられる。また、「いる」と答えた人の相談の手段は、対面相談や電話相談が大半を占めているものの、若年層はSNS、女性の中老年層はメールの割合が高く、幅広い相談手段を持っていることが分かった。

④「精神的なストレスや不安について、行政・民間団体等のさまざまな機関で相談できることを知っている人の割合」については50.4%と、前回の50.8%から若干悪化している。まだまだ、我々の情報発信が不足していると考えられるため、力を入れていきたい。

次に、自殺に関する意識についてだが、①「これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがある人は、回答者2,043人中445人で21.8%となり、前回の23.3%より若干数字が改善された。なお、「最近1年以内に自殺したいと思ったことがある人」の割合は全体では23.6%となっているが、女性の20歳代では5割台と非常に高い数字が出

ている。原因は分からないが少し気がかりである。次に、自殺したいと思ったことがある人の対処方法だが、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」という回答について高い数値が出ており、ここでも身近な相談者の存在が大切であることが伺える。

②身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、医療機関へ相談するよう勧めるか否かという設問に対しては、全体では勧めると答えた方が多いが、20、30歳代の若い世代では「勧めない」と答えた方が多かった。これらの世代においては、医療機関受診への抵抗感があり、加えて適切な対処方法の認知不足もあると考えられる。

最後に③市の心の健康づくりや自殺防止のために必要だと思うことだが、「周りの人とのつながりのための居場所づくり」が必要だと答えた方が49.2%と、市民の皆さんも周りの人とのつながりについての必要性を感じていると分かった。

(質疑応答)

大戸委員： 資料によれば、相談の手段は、面談による対面相談と電話相談が主たるものとなっているようである。最近では若年層においてSNSやメールによる相談の割合が高くなっており、厚生労働省等でSNSでの窓口を作るなどの対応をしている。静岡市ではSNSでの相談対応についてはどのように考えているのか。

事務局（板倉主査）：

県が12月頃から、「Twitterに自殺をほのめかすような書き込みをした場合に、連動広告に県の相談窓口が表示される」という事業を開始した。事業の対象エリアは県内となっており、静岡市域も含まれているため、現時点では静岡市として独自の対策を行うことは考えていない。

大戸委員： 相談件数あるいは自殺者数を見ても10代、20代の絶対数は少ないが、悩んでいる人は非常に多い。SNSやメールでやり取りできる間柄ならば、相談も一つのストレス解消になると考えられるが、相談相手がいない人にとっては、公的な窓口や民間でもSNSやメールによる相談に対応していく必要があるように思う。これからは電話や面談による相談だけでは限界があるので、その点を考えていかなければならないと思う。

事務局（板倉主査）：

「本当に悩んでいる人こそ窓口に来ない」という話を様々な会議の場で耳にするので、SNSだけに限らずこちらから孤立化している人に手を差し伸べる、アウトリーチ的な相談手段についても研究をしていきたい。

大戸委員： SNSやネット相談は文字に残る。相談を受ける人、相談者にとっては文字に残ることについて抵抗があり相談しにくい部分もある。ネットでの相談について、日本いのちの電話連盟では、臨床心理士等の専門家を間に挟んで三者で対応している状況である。

事務局（板倉主査）：

第3期行動計画を策定する中で、SNSを活用した相談について、行政だけでなく各機関・団体などが予定している取組があれば、盛り込めるものは盛り込んでいきたい。

杉山委員： 意識調査で、最近1年以内に「自殺したいと考えたことがある」と答えた20歳代の女性が突出して多いが、これは全国的な傾向なのか。

事務局（板倉主査）：

設問を考える際に他市の計画やアンケート調査の結果等を調べたが、同じ設問はあまりなかったので傾向は分からない。後日となるが、改めて調べられる範囲で調べ直し、杉山委員にお伝えしたい。

③静岡市における自殺の傾向と課題等について

（事務局より説明）

本市の課題は、「悩みを抱えている方への包括的支援」「関連施策と連携させるための基盤設備（人材育成）」「孤立している方への支援」「自殺対策に関する普及啓発の更なる推進」「相談窓口等に関する情報発信の強化」の5つではないかと考えている。

そこから第3期行動計画の基本方針（案）だが、「生きることの包括的な支援として推進する」、「関連施策との連携を強化して総合的に取組む」、「対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる」「実践と啓発を両輪として対策を推進する」「市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」は、第3期行動計画を実行性のあるものにする上で、市の自殺における課題を整理すると共に、基本方針案を固めていくことは非常に重要である。補足になるが、基本方針案は、国の大綱を参考にしており、一部本市の実状に沿うような形に表現を変えている。これは静岡県計画も同様である。

（質疑応答）

中村委員： 以前は約3万人いた自殺者が現在2万1000人台にまで減少している。国は減少した最も主たる原因をどのように分析しているのか。市はどのように分析しているのか。

また、ゲートキーパーがほとんど知られていないとのことだが、私自身も少

ないと感じる。自殺の危機に直面している方は、自分から積極的に相談機関を訪ねる事はほとんどないのではないかと思う。そういう人たちをどのように支援していくのが重要であり、ゲートキーパーがその役割を担うのではないかと思う。しかしながら、そのゲートキーパーという言葉を知っている人すら9.7%しかいない。ゲートキーパーの役割などを周知していくことについて、どのような施策を考えているか。

事務局（板倉主査）：

国レベルで自殺者数が減少したことについて、国は、1つには法律、大綱を定め、地域自殺対策強化基金を造成するなどしたことで、国全体の自殺対策が進んだことが一つの要因であると考えているようである。また、貸金業法の改正によるグレーゾーン金利の撤廃や多重債務問題の改善プログラムの進行により、借金を苦に自殺をする方が減ったのではないかと分析しているようである。

次にゲートキーパーに関する取組だが、今まで市では力を入れてこなかった。県は行動計画にゲートキーパーの養成人数を目標値に掲げるなど、力を入れてきたが、そのことで、市としても県の要綱に当てはまるゲートキーパー研修だけを行わなければならないという考え方に捉われてしまっていた。これからは県の要綱に研修の内容が一致しなくても、市としてのゲートキーパー研修のプログラムを確立して、ゲートキーパーを増やし、併せて市民への普及啓発にも力を入れていきたい。また、啓発キャラクターのいきるんを活用して、ゲートキーパーや市の自殺対策を知って頂く機会を増やしていけたらと思う。

松本委員： プロファイルにおいて静岡市に対して推奨された重点パッケージは、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」の3つだった。それぞれに関係するようなゲートキーパーを養成する必要性があると感じる。例えば「勤務・経営」ならば、職場のメンタルヘルスに関わる静岡産業保健総合支援センターや地域産業保健推進センター、「高齢者」ならば地域包括支援センター、「生活困窮者」ならば生活困窮者自立支援相談、生活保護担当者といった方々がゲートキーパーになる必要があると考える。実際に自殺問題に関連して、どのような問題が地域や企業において起きているのか、今挙げたような機関・団体などの現場において実際に支援を行っている職員の現場の声を聞くことも重要ではないか。可能ならば次回の協議会にこれらの方々にお越しいただいて、生の話をお聞きしてはどうか。

加治委員： ゲートキーパーの役割を果たせる人を増やすのも大切だと思うが、危機的状況にある方が自分から相談に行くことは減多にないと思う。近所の世話好き

な人が異変に気付いて、その人を相談窓口へ行くように勧めてくれることの方が多いかも。市民一人ひとりには専門的なゲートキーパーの知識がなくても良いと思う。町内会に広報媒体等を使って自殺対策について周知し、一人ひとりの市民にちょっとした知識を持っていただければ、危機的状況の人が医療機関や相談機関につながるきっかけが生まれると思う。

大戸委員： 加治委員のおっしゃるとおりだと思う。現実問題として、地域においてどうやってそうした方々へアドバイスをしたり、相談に乗ってあげたりできるかが大切である。相談者は孤立、ひきこもりの状態になっている方が多く、相談に行くことができない。民生委員の活動が重要であり、高齢者や一人住まいの方、精神的に悩んでいる方を専門家や窓口につないでいただくとありがたい。

様々な問題を抱える方たちに対応することについては、地域だけでなく企業にも重要な役割があると思う。昨年ストレスチェック制度を導入するにあたってアンケート調査が行われたが、回答率が10%程度であり企業の関心が薄いことがわかる。自殺対策において企業との関わり合いをどうするか、厚生労働省や労働基準監督署等と連携し企業を通じて対策を講じないと、静岡市の自殺者は減らないのではないかと懸念している。

杉山委員： 生活困窮者の自立相談支援で就労支援を行っているが、社会的に孤立してたりして相談に来られない方もいる。民生委員や一般の方々にも、自殺対策に関する問題を知っていただき、悩みを抱えている方を適切な所につなぐ役割を持ってもらうことが大事だと思う。また、ゲートキーパーという存在をきちんと認識していない人もまだまだ多いため、多くの方に知ってもらうことが大切である。

中村委員： 企業は、人的資源の減少を抑えることや、メンタルヘルス、身体的疾患を含めた「健康経営」を推進している。実際に広島銀行が、健康経営を行っている企業に対しては融資において金利を下げるなどインセンティブをつけて協力している。自殺者を防ぐ前段階の人を減らしていくためには、そういう点を市も積極的に利用、推進していくことが色んな意味で相互にプラスになるのではないかと。本当に危機的な人にはアウトリーチによる支援を行う他にないと思う。

澤本委員： ゲートキーパーの周知・広報の仕方を工夫した方がいいのではないかと。アンケートでは、市民はほぼ知らないとのことだったが、今までの広報や周知活動の仕方に問題があるように感じた。別の視点での広報の仕方を盛り込むと良いと思う。

また、課題の「相談窓口等に関する情報発信の強化」について、行政側から相談機関へ情報発信を行うことや、相談機関の情報を行政側でフィードバックして纏めることができれば、アウトリーチも可能になると思う。

事務局（板倉主査）：

相談機関への情報発信については、現在すでに年2回、自殺対策推進センター広報誌「しずこニュースレター」を各相談機関向けに発行することで対応している。静岡市の自殺の状況や対策についての情報発信に加え、最近では関係各課や関係機関・団体と連携強化の一環として、各課や静岡いのちの電話の事業等も掲載している。しかし、ゲートキーパーについては、まだまだ市民へ浸透していないため、ご指摘いただいたように力を入れていきたい。

また、関係機関・団体への情報発信については、資料に記載のとおり、第3期計画の基本方針案の（5）「市、関係団体、民間団体の役割」の政策や取組みの中に市の役割として組み込んでいきたい。

篁 会長： 啓発や広報を考えるにあたって、若い層に対して働きかけることは、中長期的に見据えると効果がとても大きいと思う。自殺者数は少ないが、インパクトがあるのは若い層だと思うので、第3期計画ではその辺りも考慮していただければありがたい。

事務局（板倉主査）：

自殺未遂を行うような危機的段階に陥ってからでは対策としては遅いので、若い内からの命の大切さ等の教育は重要であると思う。国も児童・生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進などは、基本施策として全ての自治体で行ってもらいたいとしている。市としても若年層の対策を軽視せず力を入れていきたいと考え、基本方針案の1つに載せた。

池谷委員： 「いきるん」だが、道徳の授業で扱ったりするのも有効であると感じた。

小・中学校では、人権擁護委員がキャラクターを用いて道徳の授業等を行っている。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置しており、教育現場におけるゲートキーパーとなっている。

いじめ対策では、いじめと認知した場合には100%対応して、どんな小さなことでも学校教育課に報告している。以前に比べれば、子どもたちへのケアができていると思う。

北嶋委員： 弁護士業務をしていると、死にたいという相談者や被疑者が時々いる。自分もゲートキーパーという存在を知らなかった。ゲートキーパーはどこに配置されており、どの部署に相談すれば派遣していただけるのか教えていただきたい。

事務局（板倉主査）：

市としては、特定の人をゲートキーパーにするということは考えていない。ゲートキーパーの役割を果たせる職員を増やしていきたいと考えている。そのため、弁護士の皆さんにもゲートキーパーの役割を果たせるようになっていただきたい。

また、各相談窓口の職員だけでなく、市民の皆さんにもゲートキーパーや相談窓口に関する知識を持ってもらい、ある種ゲートキーパーのような役割を果たしていただけるよう普及啓発を進めていきたい。

加治委員： 学校での予防教育はとても大切だと思う。最近学校で、「SOSの出し方教育」を行っている。昔から命の大切さを教えるのは盛んに言われてきたが非常に抽象的であり、すぐに自殺予防に結び付くか首を傾げるところがある。それよりも、「辛いときはすぐにSOSを出す」ということをしっかりと子どもたちに伝えることが重要だと思う。親にさえ話せず、SOSの出し方が分からなく自殺に至る子も多いと聞く。子どもたちにSOSの出し方を教育すれば自殺を防げ、また、学生時代に習えば将来にも役立つと思う。

松本委員： 国の大綱にも「学生・生徒への支援充実」「SOSの出し方に関する教育の推進」とあるように、こうした取組が学校で組織的に進められることが大事である。養護の先生を含め学校の先生がゲートキーパーになることが望ましい。

荻田委員： ゲートキーパーなど人材養成に力を入れることは非常に良いと思う。

本市の自殺対策で重点を置くべき分野の1つは、やはり中高年男性の自殺対策であると思う。中高年の自殺者数は減っているものの未だ半数を占めているのだから、この点はきちんと押さえていただきたい。

それから、包括的な支援の認識をしていただきたい。役所の中で、経営改善や働き方改革といったセクションの方々もきちんとした自殺対策への認識を持って対応していただくのが大事だと思う。

杉山委員： 基本方針案の（3）対応の段階（事前・危機・事後）の書き方が、しっかりこない。なにか他に適当な言葉がないか検討していただきたい。

事務局（板倉主査）：

他都市の計画で似たようなものがいくつかあったので、それらを参考に
するなどして文章表現を見直したい。

（次回協議会への関係者への出席依頼について）

静岡市自殺対策連絡協議会設置要綱第6条第3項の規定において、「協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。」と定められていることから、次回協議会に、職場のメンタルヘルス対策、高齢者に関する支援、生活困窮者対策を実施している機関・団体などの関係者に出席を求めるとし、その選出については事務局に一任することで決が採られた。（出席者全員異議なし）

（事務局からの連絡事項、閉会）